

2011年6月13日

各 位

昭和ホールディングス株式会社
取締役代表執行役社長 重田 衛
取締役執行役専務 渡邊 正
取締役執行役 佐藤 一石

証券取引等監視委員会による押収物の還付についてのお知らせ

当社および当社子会社は平成22年12月8日にお知らせいたしましたように、証券取引等監視委員会の調査に関し、押収処分の取消しを求める行政訴訟を提起しております。当社子会社株式会社ショーワコーポレーションの物品および、最高経営責任者此下竜矢においても同様の行政訴訟を提起していたところ、この度、かかる行政訴訟において取消しを求めていた処分により押収された当社子会社株式会社ショーワコーポレーションの物品および、最高経営責任者此下竜矢の私宅の物品が還付されました。また、すでに平成23年5月23日にお知らせしましたように、当社社長重田衛や当社子会社、その他関連する個人についても一部還付を受けておりますので併せてお知らせいたします。

経緯

当社ならびに当社子会社、当社取締役数名は、平成22年7月29日にすでにお知らせいたしましたように、去る平成22年6月8日に証券取引等監視委員会による調査を受けました。また、これにつき平成22年12月8日にお知らせいたしましたように、この調査に関して、同12月3日及び6日に、押収処分の取消しを求める複数の行政訴訟を提起いたしております。

当該行政訴訟は現在、手続が進行しておりますが、今回還付を受けた物品は、当該訴訟の対象である押収物であります。子会社株式会社ショーワコーポレーションおよび、最高経営責任者此下竜矢の他に、前回のお知らせをいたしました法人個人以外にも、APFグループにおいても今回、複数社が押収物の還付を受けたとの報告を受けております。当社としましては、当該還付は調査の終結に向けて前進した証左と考えて、当社の信用回復にとって重要な第一歩と認識しており、株主の皆様、投資家の皆様、取引先の皆様、関係各位にお知らせするものです。

現時点で当社が確認しただけでも、還付された物品の中には、個人的な子供時代の写真、年賀はがき、水道料金等の明細、大学の入学アルバムなど、およそ嫌疑事実とされた事実とは関係のないものが多く含まれております。当社としては、嫌疑事実とされた

事実が何ら違法ではないことは当然として、このように嫌疑事実とされた事実と明らかに関係のない物品を網羅的に大量に押収した処分は重大な違法処分であると考えております。押収されているその他の物品にかかる行政訴訟については、勝訴判決を目指し、引き続き鋭意進めて参る所存です。

すでにお知らせいたしましたように、当初より、当社としては、嫌疑を受けた第三者割当増資は全く適法に行われたと確信しておりますが、上記のとおり大量の還付を受けたことその他、すでに調査以来1年以上が経過しており、この間、告発や処分等がなされたこともなく、追加の調査も受けていないことから、すでに嫌疑は晴れたと確信しております。

今後も順次、本調査において押収した物の還付を受けるなどの進捗がありました時には、適宜皆様にお知らせいたします。

当社としては、当該調査が、信用の低下、業績悪化、株価低迷等の大きな原因であると考えております。今後、行政訴訟の判決までの間、引き続き、皆様より、ご助言、ご支援をお願いすることになると思われませんが、一刻も早く被害を回復するべく、国家賠償請求訴訟の提起も予定しておりますので、今後とも何卒ご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上